

消防法令違反のある建物を



違反対象物の公表制度
2020年4月1日からスタート



公表します!

違反対象物の公表制度とは

建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、重大な消防法令違反が認められる建物の名称等を笠岡地区消防組合ホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

管内の飲食店、物品販売店、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物が対象となります。

公表の対象となる重大な消防法令違反

屋内消火栓設備の未設置

スプリンクラー設備の未設置

自動火災報知設備の未設置



※設置義務があるにもかかわらず未設置の場合が対象。

公表の内容

建物の名称

建物の所在地

違反の内容



建物関係者の方へ

建物の増改築、用途変更等をする場合、新たに屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等が必要となる場合がありますので、必ず事前に最寄りの消防署までご相談ください。

お問合せ先

- 笠岡消防署 0865-63-7119
- 消防本部予防課 0865-63-7121
- 鴨方消防署 0865-44-5119



笠岡地区消防組合